目 次

【本	題】	│ IFRS(国際会計基準審議会 IASB による国際財務報告基準)における現段階での日本基準のポイント	P1
【コ ラ	ム】	規約変更における行政対応	P6
【用語解	説】	期間定額基準と給付算定式/コリドールール(米国基準)と重要性基準(日本基準)	P8

IFRS (国際会計基準審議会IASBによる国際財務報告基準) における現段階での日本基準のポイント

IFRS(国際財務報告基準)をめぐる欧州、米国、そしてわが国の会計基準の動向が注目される中、年内には日本の公開草案の確定が見込まれています。

今般は、本年9月に弊社で開催しましたIFRSセミナー「IFRS導入と今後の年金戦略」(東京・名古屋・福岡・埼玉・大阪で開催)の内容を中心に日本基準における会計の基本事項について整理、解説いたします。

なお、本内容は平成22年10月現在公表されている内容および当該内容に基づく見解をお示ししています。今後変更等がなされる可能性があることをお含みおきください。また、会計処理に関する問合せは会計士などの専門家にお願い申し上げます。

1. IFRS 対象企業・導入スケジュールについて

本題に入る前に、まずIFRS対象企業と導入のスケジュールについてもう一度確認します。

現時点での日本基準では「2010年3月期から、一定の要件を満たす上場企業の「連結財務諸表」について、IFRS を任意に適用できるようになった」ということが基本になります。換言しますと「個別財務諸表」については、まだ日本基準のみであるということになります。

金融庁では国際会計基準(IFRS)に関し次のような内容を公表しています。

- ○国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に、2010年3月期からIFRSを適用できるようになっている。
- ○2012年を目途に上場企業の連結財務諸表への強制適用の是非を判断することになっている(個別財務諸表は日本基準のみ)。
- ○仮に強制適用を決定した場合、十分な準備期間(少なくとも3年)を確保することになっている。
- ○上場企業の個別財務諸表へのIFRS の任意適用については、今後、幅広い見地から検討を行うことになっている。

(「国際会計基準 (IFRS) に関する誤解 (2010年4月)」より抜粋

掲載 HP: http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100423-2.html)

ここでは、2012年を目処に強制適用(アダプション)の是非を判断することになっているということ、強制適用にあたっては少なくとも3年の準備期間が設定されるということの2点がポイントになります。わが国の強制適用は2015年または2016年と言われているのはこのためです。

2000年の退職給付会計導入の経緯や導入に係る実務上の対応を考慮すれば、実際の強制適用は2016年が現実的ではないかとの実務家や有識者の意見も出始めており、今後の動向を注目する必要があります。

2. 各基準の比較・特徴

(1) IFRS·米国基準·日本基準

現状の日本基準は米国基準をベースとしてこれまで構築されてきました。対して IFRS は欧州(英国)を中心とした基準であり、その立脚点が異なっていることに注意しなければなりません。

IFRS、米国基準、日本基準を一本化する取組みについては、それぞれの検討母体がプロジェクト計画等を公表しているため情報が氾濫しているとの印象にもつながっています。現段階では、日本基準の検討母体である「ASBJ」の公表内容をまず把握したうえで、先を行くIASBやFASBの公表内容については「今後日本で展開される可能性を探る」という観点で参考にしておく必要があります。

おおよその比較は表①のとおりです。それぞれの特徴の中で特に確定給付資産の上限(アセットシーリング)や後加重の考え方が難解であり、今後、実務的に整理がなされていくものと思われます。

【表①】

	IFRS	米国基準	日本基準
検討母体	IASB(国際会計基準審議会)	FASB(財務会計基準審議会)	ASBJ(企業会計基準委員会)
プロジェクト計画	会計基準・指針等は2011 年第一四半期(1月~3月) に公表予定	_	ステップ 1 とステップ 2 に分けて公表(詳細は後 述の 「日本基準のプロジェクト計画」の表 をご参 照してください)
任意適用	_	2009 年 12 月期から予定 されていた早期適用につ いて見送り	2010年3月より可能
退職給付債務給付 会計基準における 特徴	積立上限(アセットシーリング) 後加重	コリドールール リサイクル	重要性基準 組替調整

(日本基準の見直しにもかかわらず、2015年または2016年からIFRSが強制適用される可能性があることについて注意が必要です。)

日本基準のプロジェクト計画

	検討項目
ステップ 1 (2010年 10月~12月)	期間帰属方法の検討 遅延認識の貸借対照表オンバランスへの変更 退職給付費用の各要素別表示 開示項目の充実 など
ステップ 2 (2011年上期(=2011年6月まで) 論点整理) (2011年下期(=2012年12月まで) 公開草案)	重要性基準の検討 遅延認識の包括利益計算書上の取扱い キャッシュ・パランス・プランへの対応 など

3. 主要な論点

IFRSでは、従業員給付に関する会計処理についてIAS19号で包括的に定めており、主要論点は表②の

9点(①から⑨)です。特に影響が大きいと思われるのは③数理計算上の差異です。

報道等で取り上げられることが多いのは③ですが、③以外に影響が想定される項目として①給付の期間帰属と②割引率、そして⑤確定給付資産の上限があると考えられています。(③については次項4.即時認識によるB/Sの影響でご説明します。)

①は、退職給付債務の計算にあたって、勤続期間ごとの給付額を退職金カーブ**(給付算定式)**通りに退職給付債務を見積もろうとする考え方です。現在の日本基準は**「期間定額基準」**(定年にむかって一定の直線となる)であり、その差分が退職給付債務に影響を及ぼすというものです。

②については「割引率のイールド化」という言い方ができますが、これについてはテクニカルな部分もありこれから分析が進み考え方が整理されていくものと見込まれます。

⑤は「アセットシーリング」と言われるものですが、簡単に言うと「前払年金費用」の資産計上の上限設定というイメージです。実務的にはこれから詳細が固まるものと思われますが、現時点では「数理債務が退職給付債務を上回っているような場合で予定利率が割引率より低く設定されている場合には注意が必要だ」ということが言えます。

【表②】

	IAS19	日本基準
論点① 給付の勤務期間帰属	IAS19号第67項 ·「給付算定式」に基づいて勤務期間に 給付額を帰属させる。 ・後期の年度に初期の年度より著しく 高い水準の給付を生じさせる場合に は定額法を用いる。(⇒後加重のこと)	退職給付会計に関する実務指針第2項(2) ・ 期間定額基準 が原則である。
論点 ② 割引率	(重要性基準に該当する項はなし)	実務指針第 18 項 ・退職給付債務の変動が 10%以内と見 込まれる場合は、割引率を変更しない ことができる。(⇒重要性基準のこと)
論点③ 数理計算上の差異	IAS19第92,93項 ・未認識の数理計算上の差異の正味累積額が、確定給付制度債務又は制度資産の10%を超過する場合に、超過部分を平均残存勤務期間で除した額を認識する。 ・早期に認識する結果になる規則的な方法は採用可。 IAS19第93A項 ・その他の包括利益で一括認識することも可。 (⇒即事認識)	実務指針第26項 ・各年度の発生額を 平均残存勤務期間 内の一定年数で処理する。
論点④ 過去勤務費用	IAS19第96項 ・給付の権利が確定している範囲につ いては直ちに認識する。	実務指針第26項 ・各年度の発生額を平均残存勤務期間 内の一定年数で処理する。
論点 ⑤ 確定給付資産の上限	IAS19第58項 ・確定給付資産の額は利用可能な経済 的便益に限定される。	(前払年金費用の計上を制限する項なし)

-3-

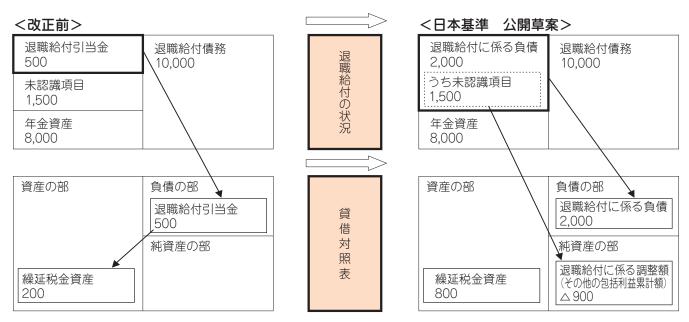
論点⑥ 複数事業主制度	IAS19第32A項 ・複数事業主制度と加入企業との間に、制度の積立不足をどのように負担するかを定めた契約上の合意がある場合は、これにより生じる負債を認識する。	_
論点⑦ 簡便法	(日本基準の簡便法に該当する項はなし) IAS19第51項 ・場合によっては、見積り、平均及び 簡便計算により、本基準で例示した 詳細な計算の信頼し得る近似値を求 められることができるであろう。	_
論点® 測定日	IAS19第56項 ・十分な定期性をもって、確定給付制度債務の現在価値及び制度資産の公正価値を算定しなければならない。	_
論点⑨ 退職給付信託	(退職給付信託について定めた項はないため、制度資産の定義に基づき個別に 検討する必要がある)	_

弊社 IFRS セミナー資料「IFRS 導入と今後の企業年金戦略」より抜粋・補足

4. 即時認識による B/S の影響

表②中の論点③がいわゆる「即時認識」に関する論点です。2012年3月末より影響を受けると想定される「即事認識」のイメージは次の図のとおりです。

【前提】法定実効税率40%、繰延税金資産は回収可能性があると判断



弊社 IFRS セミナー資料「IFRS 導入と今後の企業年金戦略」より抜粋

+

これまで(前表の左側の図)は退職給付引当金がB/Sの負債の部に計上され、その40%が繰延べ税金 資産として計上されてきました。

公開草案どおりになれば、未認識項目は**「退職給付に係る負債」**に包含され、それが「退職給付に係る 負債」としてB/Sの負債の部に計上されます。要はどこにも隠れ債務がなくなり、<u>退職給付に係る負債を</u> そのまま引き当てるということになります。

数字で具体的にご説明しますと、改正前の退職給付引当金と繰延税金資産の差額(500-200=300)と公開草案後の退職給付に係る負債と繰延税金資産の差額(2,000-800=1,200)の差(1200-300=900)が退職給付に係る調整額となりマイナス 900 としてその他の包括利益累計額に計上されるということです。

5. 現時点で考えられる企業の対策

(1) 2012年3月末対応

日本の公開草案では、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理の適用時期が「2011年4月1日以降開始する事業年度の年度末から(早期適用も可)」とされています。したがって、3月末を決算期としている企業では2012年3月末時点で前項4.即時認識によるB/Sへのインパクトがどのようになるのか予測できる体制を整えておくことが現時点では大切と言えます。また、これら未認識数理債務等と企業のB/Sを比較し、給付水準のあるべき姿を再度検討しておくということも考えられます。

(2) 2012年4月1日の期首以降の対応

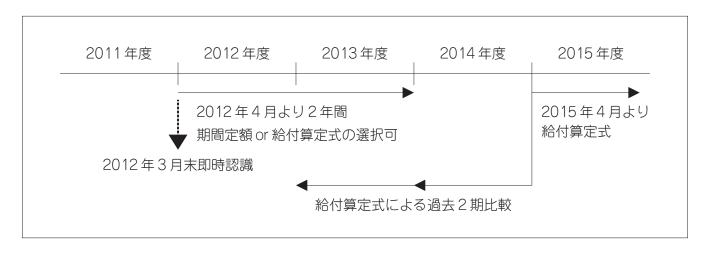
日本基準の公開草案どおりに進めば、2012年度の期首から退職給付債務の計算方法については「期間 定額基準」あるいは「給付算定式」の選択が可能になりますので、どちらを選択すべきか検討することがいずれ必要になります。

また、自社の退職金カーブがどのような形になっているか(現状の期間定額基準の直線と比してどの様なカーブになっているのか)を確認しておくことも大切です。

(3) 2015年・2016年の強制適用に向けて

IFRS 強制適用が想定される 2015 年または 2016 年からは「給付算定式」による退職給付債務の計算が基本となりますので、期間定額基準と給付算定方式の切り替えをいつ行うべきか検討しておくことも大切です。仮に IFRS 強制適用が 2015 年と仮定した場合、2 期比較(2 年前から)の計算が必要となりますが、その比較計算は「給付算定式」が基本となるため、退職給付債務の計算を行うための企業の事務負荷ならびに計算受託機関の受け入れ態勢も考慮したうえで検討していくことになります。

(決算3月末、2015年4月よりIFRSが強制適用された場合のイメージ/現時点でのあくまでイメージです。)



【本稿記載にあたり参考とした書籍等は次の通りです】

「IFRS導入と今後の年金戦略」	有限責任監査法人トーマツ 鹿島 俊明氏 弊社 2010 年 9 月実施 IFRS セミナー資料
「退職給付会計の知識」<第2版>	泉本 小夜子 著 日本経済新聞出版社
企業会計基準委員会ホームページ	http://www.asb.or.jp
金融庁ホームページ	http://www.fsa.go.jp/

【ご留意いただきたいこと】

本資料中には、弊社IFRSセミナーの内容を掲載しています。本資料における解釈等にはセミナー時点における講師個人の見解が含まれており、その正確性および完全性について弊社ならびに監査法人等が保証するものではありません。

本内容は平成22年10月現在公表されている内容および当該内容に基づく見解をお示ししています。 今後変更等がなされる可能性があることをお含みおきください。また、会計処理に関する問合せは会計 士などの専門家にお願い申し上げます。

── りそなコラム・

規約変更における行政対応

第8回のコラムのテーマは「確定給付企業年金制度における規約変更対応」について、規約型の確定給付企業年金制度を実施している会社(C社)を担当している営業マン「A君」と、その上司「B部長」との間のディスカッションです。

- A 君:本日、本社移転が完了したC社の新社屋を訪問してきました。今日訪問したときは、まだ忙しそうでした。
- B部長:C社は確定給付企業年金制度を実施していたと思うが、企業年金の規約の変更手続きは終了しているのかい?
- A 君:え?登記の変更手続きや税務署宛の変更手続きや、社会保険関係の手続きは終えてらっしゃるようでしたが、企業年金規約の変更手続きまでは確認できていませんでした。どんな手続きが必要なんでしょうか?
- B部長:企業年金の規約には、実施事業主の名称や住所が記載されている箇所があるから、移転されたのであれば企業年金規約の変更手続きを行う必要があるんだよ。
- A 君:では早速、お客さまに確認をしてから、承認申請書類の準備をしてもらうための案内をしないと いけませんね。
- B部長:いやいや。確かに、確定給付企業年金法では「企業年金の規約を変更しようとするときは、厚生労働大臣の承認を受けなければならない」とあるけれど、別の箇所には「厚生労働省令で定める軽微な変更」に該当すれば、届け出なければならない」ともあるんだよ。そして、実施事業所の名称の変更や

-6-

住所変更はこの軽微な変更に該当するから、届出に必要な書類を準備することになるんだよ。

A 君:そうだったんですね。届出と承認申請とはどうちがうのでしょうか?

B部長:一般的に届出(規約変更届出)というのは、「一部変更規約」「規約変更理由書」「新旧対照条文」などの規約変更の書類に、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がある場合は、その労働組合の同意を、被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がない場合は、被用者年金被保険者等の過半数を代表する人の同意を得たことを証する書類を添付して、地方厚生局長へ提出することをいうんだ。ただし、確定給付企業年金法施行規則第9条に定める「特に軽微な変更」に該当する場合は、「同意を得たことを証する書類」を添付しなくてもよい場合とされていて、「事業主の名称および住所の変更」は「特に軽微な変更」に含まれているから、同意を添付する必要はないよ。

承認申請の場合は、申請書に、届出の場合と同じ同意書とか、変更した内容に沿った必要書類や、場合によっては受託機関が用意してくれる年金数理に関する確認書類、給付の設計の基礎を示した書類というものも添付する必要があるんだ。これらをまとめて厚生労働大臣に提出する、ということになるんだ。承認申請の内容によっては、地方厚生局長に提出するものもあるけどね。ついでに言うと、「承認申請」というからには厚生労働大臣か地方厚生局長に承認してもらう必要があるわけで、大臣名か局長名の「承認通知書」を受けとって手続きが終わるんだ。承認申請を行う場合は、規約の適用日の約2か月前までに申請しておく必要があるよ。

A 君:どういうことですか?

B部長:たとえば、12月1日から規約を変更したい場合には、9月末までには申請手続きを終えておかないといけないということだよ。

A 君:なるほど。厚生労働大臣の承認を受けなければならないケースには、具体的にはどのようなものがありますか?

B部長:制度変更を行って規約の内容が変更となる場合はもちろんだけど、実施事業所数が増減した場合も、承認を受けなければいけないんだよ。財政再計算や財政検証に抵触して掛金率を変更する場合は、事業主の名称や住所の変更などと同じで届出でよいこととされている。ただし、財政再計算を伴わない掛金率の変更つまり特別掛金の償却方法が弾力償却や定率償却の場合の毎年度の掛金率の変更は届出不要となっているんだ。

A 君:わかりました。····あれ、継続基準や非継続基準ってなんでしたっけ?

B部長:継続基準や非継続基準っていうのは、毎決算ごとに行う財政検証のことだよ。詳細は、先月2010 年10月の企業年金ノートにも解説が載っているからそれを読んでみるといいよ。

A 君:あとで、勉強しておきます。しかしまあ、届出にしても承認申請にしても、会社の担当者の方からしたら、なにやら作成準備に手間がかかりそうですね。

B部長:そうだねえ。届出・承認申請どちらの場合でも、「規約変更理由書」とか「新旧対照条文」といった書類は必ず作成しなければならないということは当然として、給付に影響する規約変更の場合は、同意を得るための労使合意に至るまでの労使協議の経緯もまとめて添付しないといけないからね。お客さまに適切な案内をできるように、確定給付企業年金法6条(規約の変更等)や、確定給付企業年金法施行規則第8条(規約の変更の承認の申請)、第9条(規約の軽微な変更の届出)、第10条(届出の必要のない規約の軽微な変更)あたりを参考に勉強してみたらどうだろう。

A 君:はい、がんばります。

−気になる 年金用語

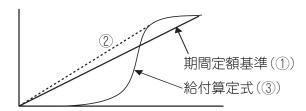
期間定額基準と給付算定式

給付の期間勤務帰属において比較される用語です。

退職給付債務を算出するにあたって日本では退職給付会計に関する実務指針第2項(2)に定められており、期間定額基準(直線①)が採用されています。これは退職給付見込額を全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法で原則法とも呼ばれています。

一方 IFRS では給付算定式(カーブ③、会社の実際の退職金カーブで日本ではS字型カーブと呼ばれているもの)が採用されます。

イメージ図は次の通りです。



なお、S字型カーブの凸部分が激しい場合(後加重の場合/上図のようなカーブ③)では、当該高水準の給付発生までの間は均等分割(期間定額基準)し認識する必要も指摘されており、その際は債務の増加要因(①ではなく②の点線)となることにも留意が必要です。

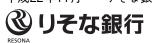
(本件について詳しくは会計士などの専門家にご相談ください。)

【コリドールール(米国基準)と重要性基準(日本基準)】

コリドールールと重要性基準はそれぞれの性質・内容が非常に似ており、「対(セット)」で是非が検討されていくことが想定されます。現在、IFRSではコリドールールを否定する傾向にありますので、今後、日本の重要性基準もその影響を受けると予想されています。

【米国】 コリドールール (コリドーアプローチ/ 回廊方式などの呼称もあり)	未認識数理計算上の差異の累計額が確定給付制度債務又は制度資産の 10%を超過した場合に、超過した部分についてのみ、費用処理するという IAS19 号上のオプションルール。(10%以内であれば費用認識する必要がない。)
【日本】 重要性基準	割引率変更にあたり前期末と当期末のPBOが 10%未満の変動であれば、割引率を変更することを要さない日本独特のオプションルール。

企業年金ノート No. 511 平成22年11月 りそな銀行発行



信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟 TEL.03(6704)3381

りそな銀行ホームページでもご覧いただけます。

[http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/index.html]

りそな銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。 ご利用をご希望の場合は、年金信託部までお問い合せ下さい。(TEL 06 (6268) 1813)

受付時間…月曜日~金曜日 9:00~17:00

※土、日、祝日、12月31日~1月3日、5月3日~5月5日はご利用いただけません。